

山武市山武地区地域審議会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この告示は、地域審議会の設置に関する協議第10条の規定に基づき、山武地区地域審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議録）

第2条 地域審議会の会議については、会議録を作成し、会議の経過及び結果を記載し、議長及び出席した委員のうちから議長の指名する委員2人が署名しなければならない。

（会議録の公開）

第3条 会議録及び会議資料は、原則として公開する。

2 会議録及び会議資料の公開の方法は、総務部企画政策課及び山武支所総務課における閲覧によるものとする。

3 会議の結果については、ホームページ及び広報紙の活用等による情報提供に努めるものとする。

（会議の傍聴）

第4条 会議は傍聴することができる。ただし、秘密会としたときは、この限りではない。

2 傍聴人の定員は、原則20人までとする。

3 傍聴しようとする者は、受付において住所及び氏名を山武地区地域審議会傍聴人受付簿に自署しなければならない。

4 傍聴しようとする者の数が会場の定員を超えるときは、傍聴人を受付順により決定するものとする。

5 傍聴人は、会場の秩序を乱し、他の傍聴人の迷惑になり、又は会議の妨害になるような行為をしてはならない。

6 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

7 傍聴人は、前2項に違反するときは、会長はこれを制止、又は退場を命じることができる。

8 会議に提出する資料は、傍聴人に配付するものとする。

附則

この告示は、平成18年7月21日から施行する。